

細則

1. 定款第5条の会員資格は次の通りとし、理事会の承認を得た者。

(1) 正会員（甲）

次の要件を全て満たす法人企業、但し議決権は代表者1票とする。

- ① 過去5年以内に（現在施工中も含む）国、県、市町村指定の文化財建造物・史跡内建造物の修理工事等で、単体契約金額（税別）が、1000万円以上の施工経験を有すること。（会員申請時）
- ② 日本伝統建築技術保存会主催の「特定非営利活動法人日本伝統建築技術養成研修（中級）」又は「伝統建築技能研修（後期）」（両研修を以下、後期研修と云う）、又は公益財団法人文化財建造物保存技術協会の文化財建造物木工技能研修（以下、木工技能研修と云う）の普通コース又は上級コースの認定者が2名以上（内1名は代表者も可）在籍していること。（直接雇用者に限る）
- ③ 大工工事業または建築工事業に係わる特定建設業の許可を受けていること。

(2) 正会員（乙）

次の要件を全て満たす法人企業および個人事業、但し議決権は代表者1票とする。

- ① 過去5年以内に（現在施工中も含む）国、県、市町村指定の文化財建造物・史跡内建造物の修理・復原工事で、単体契約金額（税別）が、500万円以上の施工経験（個人事業においては300万円以上）の施工経験を有すること。（会員申請時）
- ② 特定非営利活動法人日本伝統建築技術保存会主催の「後期研修」又は、公益財団法人文化財建造物保存技術協会の「木工技能研修」の普通コース又は上級コースの認定者が1名以上（内1名は代表者も可）在籍していること。（直接雇用者に限る）
- ③ 大工工事業または建築工事業に係わる建設業の許可を受けていること。

(3) 準会員（甲）

次の要件のいずれかに該当する者。

- ① 「後期研修」又は「木工技能研修」で修了認定された者。
- ② 地方公共団体に所属する上記認定者。

(4) 準会員（乙）

次の要件のいずれかに該当する木工技能者

- ① 正会員・準会員と直接雇用関係にある者
- ② 地方公共団体に所属する者
- ③ 伝統的木造建築技術の修得に意欲を示す者

(5) 賛助会員

本会の事業を援助する個人又は法人。

(6) 特別会員

学識経験者・文化財所有者・文化財建造物修理技術者・設計事務所等で、理事会の承認を受けた者。

2. この法人への入会金及び会費は、定款第8条にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金	年会費と同額とする但し、入会した年度の会費は免除する。	
(2) 年会費	正会員（甲）	50,000円
	〃（乙）	25,000円
	準会員（甲）	8,000円
	〃（乙）	8,000円
	賛助会員	30,000円
	特別会員	無料

3. 会員種別の変更は会員の責任において申請し、理事会で承認される。

4. 会員の通知および会員証明書の発行

(1) 会員の通知に代え、会員名簿をホームページにて公開する。

(2) 会員証明書を必要とする会員は、事務手数料を収めることにより当会から会員証明書の交付を受ける事が出来る。